

台風21号による農作物等の被害対策支援を求める意見書

9月4日に襲来した非常に強い台風21号は、近畿地方を直撃し、滋賀県内で最大瞬間風速が観測史上最大記録を更新する地域があるなど歴史的な暴風をもたらした。

東近江市においては、暴風雨による避難勧告が出されるなか、人的被害や倒木、家屋等の損壊など市内各地で甚大な被害が発生した。

特に農業被害は甚大であり、農業用施設や農作物については、強烈な暴風雨でビニールハウスの倒壊や破損、園芸施設や畜舎の破損等の被害をもたらすとともに、野菜や花卉の倒伏、果樹の落果や枝の折損等深刻な被害も発生している。

こうした被害は、厳しい農業経営下において、被災農家への経営打撃や営農意欲の低下による離農、被災農地や施設の放棄化が危惧されるなど、本市の農業の生産活動に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、本市議会は、早期に被害の復旧や農業経営の再建が図られ、農業者が安心して農業に従事できるように、国、県におかれては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 農業用施設の被害について、施設の修繕・撤去や再建等について支援を図ること。
- 2 農作物被害について、経営意欲を後退させないように特別な措置を講じること。
- 3 被害農家への営農指導強化を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

滋賀県東近江市議会議長 市 木 徹

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣
経済産業大臣、滋賀県知事